

綾瀬市健康プラン策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市健康プラン策定委員会の設置、組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 保健・医療に関する施策を総合的かつ体系的に推進する綾瀬市健康プラン（以下「プラン」という。）を策定するため、綾瀬市健康プラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第3条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) プランの策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項

(委員)

第4条 委員会は、別表に掲げる11人以内の委員をもって組織し、委員は、市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、プランの策定をもって満了とする。
- 3 委員が欠けた場合における後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健医療主管課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委

員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成15年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分	人数
医療関係団体代表者	2
保健衛生関係団体代表者	2
福祉関係団体代表者	2
農業関係団体代表者	1
学校教育関係団体代表者	1
社会教育関係団体代表者	1
厚木保健福祉事務所大和センター職員	1
公募による市民	1